

## 「一橋大学端艇部強化特別基金」規約

### 第1条(名称)

本基金は「一橋大学端艇部強化特別基金」(通称「レッドブレード基金」と称する。

### 第2条(目的)

本基金は、“常強一橋”を掲げる一橋大学端艇部強化活動支援の一環として、用艇・用具の整備、コーチ・トレーナーなど指導陣の充実(育成を含む)、日本ボート協会主催選手強化活動への選手派遣支援などに資することを目的とする。

### 第3条(原資)

四神会会員個人または各種グループあるいは本基金の目的に賛同する者の現金寄付ならびに現物寄付および四神会一般会計からの繰り入れを原資とする。

### 第4条(募金期間)

特定の募金活動期間を設けず常時受け入れるが、必要に応じてキャンペーン(募金推進活動)を行う。

### 第5条(管理)

現金寄付については、一般会計から独立した特別会計として所定の口座を設けて財務委員長が入出金を管理する。現物寄付については、所定の台帳を作成して明細を記帳し財務委員長が管理する。

### 第6条(運営)

- ① 現金寄付は金額の多寡を問わず受け入れる。
- ② 用艇・用具の購入および日本ボート協会主催選手強化活動への選手派遣支援については、端艇部  
総監督・監督・コーチ・トレーナーなど指導陣からの申請を基に四神会会長・理事長ならびに財務委員長が協議のうえ議案を作成し、四神会理事会(常務理事会を含む)に諮り、承認を得て拠出するものとする。
- ③ コーチ・トレーナーなど指導陣の充実(育成を含む)については、端艇部総監督・監督からの申請を基に四神会会長・理事長ならびに財務委員長が協議のうえ議案を作成し、四神会理事会(常務理事会を含む)に諮り、承認を得て拠出するものとする。
- ④ 現物寄付の申し出があった場合は、四神会会長・理事長ならびに財務委員長が協議のうえ受け入れ可否と方法について決定する。

#### 第7条(決算)

決算期間は毎年9月末とし、四神会総会で特別会計として決算報告を行うものとする。

#### 第8条(施行)

本規約は、平成26年10月1日に遡及して施行することとする。

平成26年11月15日

#### 附則

##### [名称]

本規約は、旧「四神会レッドブレイド基金」(平成17年施行)の目的を拡充して一橋大学端艇部強化活動を一層支援する趣旨を明確にするため、「一橋大学端艇部強化特別基金」へ改称するものである。

ただし、旧称が四神会会員に慣れ親しまれてきたことも事実であるので、通称を「レッドブレイド基金」とするものである。

##### [用艇・用具]

用艇には、艇ならびにリガー、ストレッチャーなど艀装のほかオールを含む。

用具には、トレーニング機器、モーターボート関連、車両、事務所ならびに厨房の什器備品などを含む。

##### [現物寄付]

用艇・用具のほか、選手用ユニフォームあるいは食材なども含む。

##### [四神会会長・理事長]

四神会会長・理事長ならびに財務委員長の協議には、必要に応じて副会長・副理事長が参加できるものとする。

##### [基金口座] (寄付控除を必要としない現金寄付の場合)

当面は従来の口座 “みずほ銀行池袋支店 (普通)1029422 「一橋大学端艇部強化特別基金」”を使用する。

##### [寄付控除]

本基金への現金寄付については、税制上の優遇措置(寄付控除)はない。

従って、端艇部への現金寄付にあたり寄付控除を必要とする場合は、公益財団法人一橋大

学後援会の「課外教育振興基金」へ「端艇部」指定で寄付をお願いすることとする。

[用艇命名]

寄付者による用艇の命名を受けることができるものとする。

但し、現金寄付の場合は艇購入額の70%程度以上の寄付をしていただいた寄付者を目安とし、命名は一橋大学端艇部に相応しく顧問教官の承諾を得ることを条件とする。

以上